

平成 30 年 3 月 28 日	
所 属	介護保険事業担当
所属長	鈴木 謙二
電 話	06-6489-6322

## 介護保険法に基づく指定事業所の指定の一部効力停止について

### 1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、不正請求等の事実が認められたため、介護保険法第78条の10第1項及び第115条の19第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部効力停止をするもの。

### 2 対象事業者及び事業所

#### (1) 事業者

法 人 名 社会福祉法人サンシャイン

#### (2) 事業所

名 称 グループホームサンプラザやすらぎ

所 在 地 兵庫県尼崎市蓬川町331-4

事業の種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

### 3 効力停止期間 平成30年5月1日から平成30年10月31日まで

### 4 指定の一部効力停止の理由

#### (1) 認知症対応型共同生活介護

##### ア 不正請求

平成29年7月1日付けで増床したユニットにおいて、平成29年7月及び8月の間、基準上必要とされる介護職員の員数を配置していなかった。また、平成29年7月から9月までの間、計画作成担当者を配置していなかった。これらのことから、平成29年8月及び9月については、人員基準欠如の減算に該当するにもかかわらず、減算せずに地域密着型介護サービス費を不正に請求し受領した。

##### イ 虚偽報告

認知症対応型共同生活介護に従事していない者の名前を計画作成担当者として記載し、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、監査において提出した。

##### ウ 不正又は著しく不当な行為

平成29年7月1日付け1ユニット増床にかかる変更届に添付のあった「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に、認知症対応型共同生活介護に従事していない者の名前を介護職員及び計画作成担当者として記載し、平成29年7月6日に人員に関する基準を満

たしているかのような虚偽の届出を行った。

(2) 介護予防認知症共同生活介護事業所

ア 不正又は著しく不当な行為

平成 29 年 7 月 1 日付け 1 ユニット増床にかかる変更届に添付のあった「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に、認知症対応型共同生活介護に従事していない者の名前を介護職員及び計画作成担当者として記載し、平成 29 年 7 月 6 日に人員に関する基準を満たしているかのような虚偽の届出を行った。

一体的に運営している指定認知症対応型生活介護事業所において、地域密着型介護サービス費の請求に関する不正が行われた。

5 介護報酬の返還

事業者が不正に請求し支払いを受けた介護給付費を返還させるほか、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】 約 310 万円

以上

## 介護保険法に基づく指定事業所の指定の取消しについて

### 1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、不正請求の事実が認められたため、介護保険法第84条第1項及び生活保護法第51条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所の指定を取り消すもの。

### 2 対象事業者及び事業所

#### (1) 事業者

法人名 社会福祉法人サンシャイン

#### (2) 事業所

名称 サンプラザ居宅介護支援事業所  
所在地 兵庫県尼崎市大庄西町4-3-9  
事業の種類 居宅介護支援

3 指定取消日 平成30年4月30日

### 4 指定取消の理由

#### (1) 不正請求

ア 平成28年12月から平成29年5月末までの間、84名の利用者において、居宅介護支援費で請求しなければならないにもかかわらず、居宅介護支援に従事していない者を従事しているかのように取り扱い、不正に居宅介護支援費を請求し受領した。

イ 平成28年12月、平成29年1月、平成29年3月、平成29年5月において、全利用者に対して算定している特定事業所加算について、居宅介護支援事業所に従事していない者を従事しているかのように取り扱うことにより、「指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること」という算定要件を満たしているものとして、不正に請求し受領した。

ウ サービス担当者会議を開催しておらず、運営基準減算に該当するにもかかわらず、サービス担当者会議を開催したかのような記録を作成し、運営基準減算に該当しないものとして、居宅介護サービス計画費を不正に請求し受領した。

生活保護法に基づく指定については、イ、ウと同様の理由による。

#### (2) 虚偽報告

ア 居宅介護支援に従事していない者が担当しているかのように、居宅サービス計画書を作成し、監査において提出した。また、その者がサービス担当者会議を開催し、出席していたかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

イ 居宅介護支援に従事していない者が従事しているかのように、居宅介護支援の虚偽の出

勤簿を作成し、監査において提出した。

ウ 特定事業所加算の算定要件の一つである「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」に、居宅介護支援に従事していない者が出席していたかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

エ サービス担当者会議を開催していないにもかかわらず、開催しているかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

生活保護法に基づく指定については、イ、ウ、エと同様の理由による。

## 5 介護報酬の返還

事業者が不正に請求し支払いを受けた介護給付費を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】(介護保険法)約852万円 (生活保護法)約27万円

以 上

## 介護保険法に基づく指定事業所の指定の取消しについて

### 1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、不正請求の事実が認められたため、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の指定を取り消すもの。

### 2 対象事業者及び事業所

#### (1) 事業者

法人名 医療法人旭会

#### (2) 事業所

名称 医療法人旭会そのだ訪問看護ステーション

所在地 兵庫県尼崎市東園田町2-48-7

事業の種類 訪問看護・介護予防訪問看護

3 指定取消日 平成30年4月30日

### 4 指定取消の理由

#### (1) 訪問看護

不正請求

訪問看護の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けることなく、主治の医師の指示がない若しくは主治の医師を事業所が把握していないにもかかわらず、事業所の判断により訪問看護の提供を行い、居宅介護サービス費を請求し不正に受領した。

#### (2) 介護予防訪問看護

不正請求

介護予防訪問看護の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けることなく、主治の医師の指示がない若しくは主治の医師を事業所が把握していないにもかかわらず、事業所の判断により介護予防訪問看護の提供を行い、介護予防サービス費を請求し不正に受領した。

### 5 介護報酬の返還

事業者が不正に請求し支払いを受けた介護給付費及び予防給付費を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】 約158万円

以上